

条例制定にあたり特に留意すべき事項

以下の各項目については、当市民会議委員より個別意見として強く意見が出されたところであり、条例制定に向けた議論の中において、特に留意くださいますようお願いいたします。

1. 市民、市民等の定義とその関連条項について

条例素案中において、「市民等」として本市に住所を有する者のほか、本市に通勤・通学する者や活動する者を含めて定義していることにより、市外の者も含んだものとなっており、その他の条項により市外の者の市政への関わりを市民と同等程度に担保する内容となっているが、納税等の負担を負う市民とそうでない市外の者は明確に区分すべきであり、市民等の定義を削除し市民に限定した内容とすることや、市民と「市外の人々（市の区域内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体をいう。）」に区分し、他の関連条項もそれに応じて見直すことについて必ず検討すべきである。

【関連条項：条例素案 第3条（定義） 第3号（市民等） 他】

2. 市民等の意見等への対応について

市民等の意見や要望、苦情等への対応について、議会や市長等における現行の処理方法を踏まえながら、その対応を確固たるものとするため、条例中に具体的な処理方法を明示することを検討すべきである。

【関連条項：条例素案 第19条（市民等の意見等への対応）】

3. 条例の検証機関の設置について

条例の検証を行うにあたり、その検証を確固たるものとするため、公募市民等の参画による附属機関を設置することについて条例中に規定することを検討すべきである。

【関連条項：条例素案 第27条（条例の検証・見直し）】

4. 条文全体について

条例の読み手である市民にとって分かり易い内容となるよう、既存法令との整合に留意し重複した規定を避け、全体的に簡潔に規定すべきである。

以上